

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第11回）

議事録

1. 日時

令和5年12月22日（金）13：15～14：30

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）7階 省議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、大橋弘（東京大学 副学長/公共政策大学院 教授/大学院 経済学研究科 教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）

総務省：

松本総務大臣、小森総務大臣政務官、竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、渡部事業政策課市場評価企画官

4. 配布資料

資料11-1 これまでの会合の主な意見

資料11-2 研究成果の普及責務規定の適用についての考え方

資料11-3 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次報告書（案）

資料11-4 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次報告書（案）概要

参考資料 第10回会合における事後質問への回答

5. 議事概要

1 開会

2 議題

- (1) これまでの会合の主な意見等
- (2) 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次報告書（案）について
- (3) その他

3 閉会

開 会

○山内主査 皆様、本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
います。

定刻となりましたので、これより通信政策特別委員会第11回会合を開催いたします。

なお、本日もウェブ会議を併用しての開催とさせていただきます。ウェブ形式では、大谷委員、大橋委員、長田委員、林委員、矢入委員の5名が参加されております。5名の委員におかれましては、ウェブ会議上に投影される資料を御覧いただければと思います。

本日の会合では、前回の論点整理を踏まえ、第一次報告書（案）について御議論いただきたいと思っております。よろしいですか。

それでは、本日は、小森総務大臣政務官にお越しいただいております。松本総務大臣も、公務のため、途中から御出席されるということでございます。

それでは、小森政務官、冒頭の御挨拶をよろしくお願いいたします。

○小森総務大臣政務官 政務官の小森でございます。主査の山内先生をはじめ、委員の先生方におかれましては、年の瀬で大変お忙しい中、本日も御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

当通信政策特別委員会におきましては、9月以降これまで10回にわたりまして、事業者、自治体、業界団体、有識者、いろいろな方から、延べ34者の方々からお話を伺ってまいりました。それぞれの立場から御意見を頂戴する中で、通信政策として確保すべき4つの事項を中心に御審議をいただいてまいりました。

まず1つ目は、通信サービスが「全国に届く」こと。国民、利用者の視点に立てば、全国どこでも通信サービスを利用できること、そして、その提供主体を確保することが不可欠であります。

2つ目は、「低廉で多様」なサービスが利用できること。事業者間の公正競争を確保することで、国民利用者の皆様が低廉で多様な通信サービスを利用できる環境を整えることが重要であります。

3つ目は、「国際競争力」の強化です。技術力を有する通信事業者を含めて、国全体として基礎研究を推進することにより、我が国の情報通信産業を成長させていくことが必要であります。

4つ目は、「経済安全保障」の確保です。国内通信網の中核的な基盤を担う事業者については、外国からの影響力に対する経営の自主性を確保していく必要があります。

以上4つの事項を確保することに加えて、さらに、通信政策の根幹に関わるNTT法の検討を進めるに当たり、NTTの経営の自由度の向上を図ること、そして制度改革に当たっては、早期の改正、そして円滑な改正を両立させること、これを軸に検討を進めることについて、これまでに整理をしていただいております。

今日は、以上のような方向性も踏まえながら、第一次報告書の案について御審議をいただきます。本日も精力的な御議論をお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山内主査 小森政務官、ありがとうございました。

カメラ撮りはここまでとさせていただきます。恐縮でございます。プレスの方は御退室をお願いしたいと思います。

(プレス退室)

(1) これまでの会合の主な意見

○山内主査 それでは、早速でございます。審議に入りたいと思います。

本日の流れについてまず御説明させていただきます。

まず本日は、これまでの会合の主な意見等について事務局から御確認をいただくというのを1つ目、それから、続きまして第一次報告書(案)について事務局から御説明いただき、その後に意見交換を行いたいと思います。

それでは、最初に資料11-1、それから資料11-2に沿って、これまでの会合の主な意見等について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 それでは、まず資料11-1、これまでの会合の主な意見について御説明します。

1ページ目をお開きいただきまして、最初に、前回第10回会合の主な意見でございます。前回の会合の主な意見としまして、最初でございますとおり、議論の進め方として、まずは論点整理(案)で示された論点について丁寧に議論し、その着地点が出てから、NTT法か事業法かといった法形式に関する議論をすべきという御意見がございました。

また、ユニバーサルサービスの在り方についての御意見に加え、構造的な規律による公正競争の確保についての御意見があり、こちらについては林先生、KDDI、楽天モ

バイルから、構造的規制と非構造的規制の両輪で公正競争の確保に関する議論を行うことが重要であり、非構造的規制だけでなく、NTTを取り巻く構造的な措置の経緯と今後の在り方を議論する必要があるという御意見がございました。また、NTTからは、電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止や、NTT東西とNTTドコモの統合禁止を規定していただいて構わないといった御意見がございました。

2ページを御覧ください。前回の意見の続きでございまして、KDDIからは、NTTの特殊性を考慮すべきという御意見がございました。また、アクセス部門の資本分離に関する御意見ということで、ソフトバンクからは、3つ目のポツですけど、NTTが新しい事業を行うため、特別な資産を担保に入れたり、その事業の失敗が通信料金の値上がりにつながるなど、国民の通信を巻き込むことはあってはならず、アクセス部門を国有化するか、通信会社の共同資産にすることが必要といった御意見がございました。

研究開発の推進の在り方につきましては、藤井委員の2つ目のポツですけど、基盤研究そのものが後退しないか懸念があり、持続的な研究開発の推進が求められるという御意見がございました。次に、NTTからは、新たなイノベーション等を創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えであり、推進責務の有無にかかわらず、研究開発を継続的に推進していくという御意見がございました。

研究開発の成果普及の在り方につきましては、最初のポツで関口委員から、研究成果の普及責務について、NTTから廃止の希望があることには正当な理由があるという御意見がございました。また、3ポツ目のNTTからは、技術全体の問題に及ぶためパートナリングを断られるケースがあり、国際展開の足かせとなっているといった御意見がございました。

3ページを御覧ください。国際展開の在り方に続きまして、外資規制の在り方についてでございます。NTTからは、重要な通信事業者も規制の対象とすべきという御意見がございました。これに対して、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルからは、NTTが保有する特別な資産は、他の通信事業者が保有する資産と比較しても、安全保障上非常に重要であり、外資規制が必要という御意見がございました。

他の通信事業者に外資規制を課すことにつきましては、KDDI、楽天モバイルからは慎重な御意見、ソフトバンクからは反対の御意見がございました。

外国人役員規制の在り方につきましては、林委員から、外国人が役員に一人もなれないという規制は、これだけ国際競争が熾烈化している中で、過剰規制であり緩和が必要といった御意見がございました。NTTからは、経済安全保障の観点で、一定の外国人役員規制が必要だとすれば、外資規制の検討と同様に、重要な通信事業者も規制を受け

るべきという御意見がございました。

黄金株の導入につきましては、林委員から、政府による株式保有義務の代替として、非上場企業のNTT東西が黄金株を発行し、政府が保有するのも有り得るという御意見がございまして、これに対してNTTからは、NTTグループの連結している利益や売上げの総体で株価が形成されているため、NTT東西でも黄金株が適用されれば、株主権の侵害になるという御意見がございました。

最後に、実態に即した社名の変更ということで、関口委員からは、電信サービスは提供していないので、社名を変更してほしいというNTTの要望を踏まえ、法律面も含め、何らかの手当てを考えてもよいといった御意見がございました。

以上が前回第10回会合での主な意見でございまして、4ページからがこれまでの会合の主な意見をまとめたものでございます。

こちらにつきまして、これまでと大きく変わったところを御紹介します。8ページを御覧ください。

1つ目の視点の通信サービスが「全国に届く」の「その他」の中で新たに（7）都市部における課題を設けてございます。こちらは前回、相田主査代理から、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の対象にならない都市部の集合住宅における一人暮らしの高齢者世帯等も一種の情報僻地ということで、例えば屋外にモバイルルーターのようなものを設置し、定期的な状況を確認し、トラブル時には対応するようなサービスが必要という御意見がございました。これに対してNTT、KDDIからは、光ファイバが引き込めない住宅における高齢者等の弱者をいかにサポートするかは、事業者間で協議して、技術やアイデアを出していくべきという御意見がございました。

次に12ページを御覧ください。3つ目の視点の「国際競争力」を強化する、でございまして、今回新たに「一定の方向性が確認された事項」としまして、（1）として、研究開発の推進責務を挙げてございます。整理された内容としましては、我が国の国際競争力の強化を図る観点からも、NTTが、自らの経営判断により研究開発のサイクルを回していくことが最も効果的であり、研究の推進責務については見直すことが適当、ただし、NTTの基礎・基盤的研究が果たす役割は今後も重要であり、取組状況について、継続的に注視していく必要があるというものでございます。

次に13ページを御覧ください。（3）として、新たに「一定の方向性が確認された事項」として、研究成果の普及責務の規定の見直しを記載してございます。内容としましては、①にございますが、研究成果を効果的に普及するには、国が一定の方法を定めるよりも、国際競争力の強化や経済安全保障等に留意した上でNTTが自らの経営判断に基づき行う方が柔軟性が高いこと、NTTによる運用次第では、萎縮効果を生じさせる

懸念が示されていること等から、研究成果の普及責務の規定は見直すことが適当としてございます。

17ページを御覧ください。4つ目の視点、「経済安全保障」を確保するの「その他」の意見として新たに追加したものが、(4) NTT以外の主要事業者に対する外資等規制でございまして、前回いただいた意見等を盛り込んでいるところでございます。

18ページはその他ということで、「一定の方向性が確認された事項」で、前回の御意見でありました議論の進め方の留意事項として、政策的な議論の上で法形式の議論をする必要があるということに記載してございます。

以上がこれまでの会合の主な意見でございます。次に資料11-2を御覧ください。

こちらは9月21日の第3回通信政策特別委員会で、研究成果の普及責務について、国際競争力の強化や経済安全保障の重要性の高まり等を踏まえまして、法改正の関係する責務自体の要否の議論に先行して、まずは研究成果の原則開示の運用を早急に見直すという方向性が確認されたことを踏まえまして、考え方を整理、見直したものでございます。こちらについては、山内主査から、第3回の会合時に委員会に報告するようということで、今回報告させていただくものでございます。

中身につきましては、NTT法の第3条の適用に関する考え方ということで、1ページの1のところに、背景・目的・位置付けとしておりまして、NTT法第3条の研究成果の普及責務の経緯をまず書いてございます。こちらにつきましては、平成9年12月に再編の基本方針を策定しておりまして、この中で、公平な条件でその普及に努めるものとされてございます。これに従いまして、平成11年5月に、NTTさんの方で再編の実施計画を策定しまして、その中で原則として、「いつでも適正な対価を前提として積極的に研究成果を開示する」ことを定めて、これまで運用してきたところでございます。

こちらについて、今回、研究成果の普及責務に関する考え方を新しく示すものでございますけど、その内容が次の2ページの2でございまして。「研究成果の普及は、国際競争力の強化や経済安全保障の確保等にも留意した上で、最も効果的と認められる方法により行うよう努めることが適当である」と記載してございます。この研究成果の普及責務は、最も効果的とNTT等が自ら判断する方法により行うように努めることとしていきます。

他企業との共同研究につきましては、共同研究の相手方に独占実施権や優先実施権の設定などを認めることが研究成果の普及に最も効果的と認められる場合には、独占実施権の設定等を行うことに特段の支障はないと考えられるとまとめてございます。

次のページの3では、NTT等に講ずることが期待される措置を盛り込んだものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

これまでの会合でいろいろな御意見をいただいたところでありますけれども、事務局の方で資料11-1のようにまとめていただきました。前回の会合でもいろんな御意見がありましたので、そのところも含めて取りまとめになったところでありますが、この内容について皆さん、よろしいですか。どうぞ。

○相田主査代理　　相田でございます。この資料で言いますと12ページ、13ページの研究開発の責務に関して、13ページの普及責務に関しましては、この委員会でも過去にかなりいろんな方から御意見いただいて、一定の方向性が見えていたかと思う一方で、この研究開発の推進の責務に関しては、私の認識では、これまでこの会合ではあまり御意見が出なかったということで、委員の皆様の見分が私自身あまり把握できておりません。

まだ一定の方向性が確認されたという段階には達していないかと思ったので、事前に事務局にお伺いしたんですけれども、事務局の認識としては、前回の会合における事業者ヒアリングの場において、NTTさんからは、この推進責務と普及責務をセットにして撤廃してほしいという御意見が出されたのに対して、特に反対の御意見はなかったということで、この一定の方向性が確認されたという扱いにしたというお話でございまして、この委員会のメンバーがそういう認識で一致しているのであれば、もちろんそれで問題ないんですけれども、この資料11-1に書かれている文言と、また報告書で用いられている文言も違いますので、今回報告書をまとめるに当たって、この文言でよろしいのかということについて、もし御意見がございましたら、ぜひ御意見を活発にいただければと思った次第です。以上です。

○山内主査　　ありがとうございます。たしか前回の会合ではこの件についてあまり意見は出なかったということですね。いかがでしょう。

○柳迫事業政策課調査官　　こちらにつきましては、NTTさんから考え方を発表していただきまして、御議論いただいたと認識しておりまして、それを踏まえて今回、整理として大きな反対がなければ、こういう形で、前回確認された事項としてまとめさせていただければと考えていますので、先生方に御確認をぜひお願いできればと思ひまして、提示させていただいたところでございます。

○山内主査　　ということではいかがでしょうか、皆様。どうぞ。

○岡田委員　　ありがとうございます。成城大学の岡田です。前回、所用で参加できず、申し訳ありませんでした。この第10回の議論の内容について拝見して今御質問があった

点とも関係ある点を申し上げたいと思います。前回いろいろ論点として出ていたところであろうと理解しておりますが、研究開発の推進の責務というものを一法人、民間法人にどこまで課すべきなのかという、本質的な議論があると思います。本来競争手段としての研究開発は非常に重要なものであって、グローバルな競争が活発化すれば、それは当然行われるべきものであって、しかも競争戦略として非常に重要な手段でもある。こう位置づけるべきものだと思います。

それを法律の中で何か規定してやりなさいと述べることにどれだけの意味があるのか、まず一つ疑問を感じることで、撤廃することに私は全く異存がないという意見を申し上げます。

それから基礎研究の推進に関して言えば、それは、国を挙げて取り組むべき非常に重要な課題であって、NTTに大きく依存して進めるべき性質のものでは全くないと思います。大学等を含めて、人材育成の在り方、公的研究機関の在り方、またいろんなファンディング・エージェンシーによる資金の配分の在り方、こういうこと全てが関わってくるものであって、国全体のイノベーション政策として議論すべき大きな課題だと考えております。NTT法の枠内で考えるにしてはちょっと問題が大き過ぎる、このような認識を持ちます。私からは以上です

○山内主査 ありがとうございます。そのほか、どうぞ。

○関口専門委員 関口でございます。岡田委員からの、競争戦略というのは、その会社にとっての重要な戦略だし、そこは御自身の会社の中で決めるべきことじゃないかという基本的な方針には私も賛同です。かつてのこの規定に意味があった時代、つまり電話交換機全盛時代に電電ファミリーという電機屋さんたちと情報共有しなければいけないという時代には、私は必要な規律だったと思うんですけども、今後、I OWNをはじめとした国際展開の中で、どのような研究が必要なのかについては、こちらから言わなくても勝手にやっていくに違いないということがまず大前提としてあると思います。

ただ、国のスタンスとして、どのように基礎研究を拡充していくかということは、別途検討すべき項目だと思うんです。このことは、実はそのNICTとの関係があまり今まで議論の俎上に上ってこなかったということが、つけとして今日に来てしまったという気がいたしております。

第8回の通信政策特別委員会の際に、NICTの徳田理事長にヒアリングをお願いしてプレゼンをいただいたわけですが、そのときの6ページ目の資料に、NIC

Tの運営費交付金が令和5年度予算で286.8億円プラスアルファ、それに対してNTTのグループ全体の研究開発が5,000億円という数字をお出しになられたんです。5,000億円の20分の1にして250億円ですから、20分の1強の予算規模で、国研と言われている国の研究機関が研究をやっているということ自身が、もう少しバランスを正すタイミングがあってもよかったのかもしれないと。ここに至っては財務省の話だ、みたいなのところも出てくるので、いきなりNICT予算を10倍にするということは、まずは厳しいと思うんですが。

ただ、NICTの支援については、次に出てくる第一次報告書（案）の方でも書き込まれておまして、私は、総務省としてはNICTにもう少し支援を厚くするという方向で御検討いただくような形の中で、相互補完的に産官学の官のところを強くしていくべきだと思います。大学も今、随分予算面では責め立てられて、削減をされる状況ではあるんですけども。NTT1社に依存するという時代ではなくて、産官学全体でやっていく中で、NTTさんの研究開発については、自社の中で御判断いただくということで私は足りると理解しております。以上でございます。

○山内主査　それでは藤井委員、どうぞ。

○藤井専門委員　私自身は、第一次報告書（案）の記載の方でも見せていただきましたが、研究推進責務が撤廃されて、本当に日本の成長力、国際的な競争力が保てるのかというところに懸念があるかと思っております、研究を推進することに対する担保は最低限必要かと思っております。

NTT自身は、基礎・基盤研究をこれまで盛んに行っているところですが、過去のいろいろな会社の例から見ると、基礎研究を行っている研究所が、株主や研究所以外の部門の指摘や、収支構造が悪くなった時などに、事業部の方に移されて、開発系の研究所になり、その開発系の研究所が、さらに事業部の中で再編されて、結局研究所自体がなくなって、その分野の研究を行わなくなるという例を、様々な会社で見ていることを鑑みると、研究推進責務がなくなったとき、NTTの持株自体から研究所がなくなってしまうという懸念がどうしてもあるのではないかと懸念しているところです。

NTTさん自身は、それはもう自分たちで研究を実施するので大丈夫だと言っていたいところですので、その部分がちゃんと担保できる、もしくはちゃんと報告書に記述できているのであれば、私としては、普及責務と併せて、この推進責務だけを残すというのもバランスが悪いかというところもありますので、やむを得ないと思うの

ですが、NTTがこの分野の技術で日本を引っ張っていく研究を実施しているところで、この基礎・基盤研究が失われないように、しっかりと今後も続けてほしいと思います。

あわせて、先ほど関口委員からもありましたが、産官学全体でこの基礎研究をちゃんと盛り上げていく、盛り上がった暁にはNTTがそこを縮小しても大丈夫だということになると思いますので、そういうところの体制をしっかりとつくるような形で、今後日本全体の研究を推進できる報告書や、まとめ方にしていただけるとよいかと思っております。以上でございます。

○山内主査 リモート参加の方、いかがですか。何か御意見ございますか。

○林専門委員 林ですが、よろしいでしょうか。

○山内主査 どうぞ御発言ください。

○林専門委員 ありがとうございます。先ほどの議論の続きですけれども、電気通信技術に関する研究成果の普及ということについては撤廃ということで私も異存ございません。他方、電気通信技術に関する研究の推進の責務でございますけれども、これまでの議論では、当事者であるNTT様より、普及責務とともに推進の責務についても、撤廃ということが、前回のヒアリングに限らず、これまで一貫して要望としてあったかと存じます。他方、先ほど委員の先生方の間でも、やや意見が分かれていたように思うのですけれども、NTTの持つ研究開発の規模やその重要性の観点から、持続的な基礎・基盤研究であるとか、イノベーション推進を引き続き図っていくためには、「推進」の責務は重要ではないかという、先ほどの藤井委員の御発言を聴取したときに承りましたけれども、そういう意味では、この「普及」の責務と「推進」の責務というのは、その位置付けをめぐってこの特別委員会でも温度差があったのではないかと私も理解しております。

この資料2ページ目でも、先ほどの御発言もありましたけど、藤井委員の発言を引用されているところでございます。そこで、言葉尻を捉えるようではございますけれども、まさに、今映っている12ページのところで、「NTTの基礎・基盤研究が果たす役割は今後も重要であり、取組状況について継続的に注視していく必要がある」とございますけれども、私は、これは「注視」ではなくて「検証」ではないかと思っています。注視するというのは注目しながら単に見守るということですが、単に見守るということだけでは腰が引け過ぎているんじゃないかと思っています。

廃止するにしても、廃止に伴う影響が今後ないかどうかも含めて検証していくというのが適切ではないかと思えます。検証と書いても、そのNTTの取組状況の在り方に直接介入するものでもありませんし、そもそもすべきものでもありません。また、NTTだけの取組を検証するのではなくて、NTTを中心とする日本の情報通信全体をめぐる基盤的研究開発のあり方・状況について、我が国の研究開発推進、あるいはもっと広く、国益の観点から検証するという必要ではないかと思えますので、この「注視」という文言には私は反対でございます。以上です。

○山内主査　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○大谷専門委員　大谷ですけれども、大丈夫でしょうか。

○山内主査　どうぞ御発言ください。

○大谷専門委員　ありがとうございます。先日、前回の検討の際に、私からも島田社長に、研究開発推進規定が残ることがNTT様にとってどんな不利益があるのかお尋ねしたところ、その点については特に御回答がなかったと受け止めております。ということは、直接的な不利益がないということで、その規定が残存することについて異議を申し立てていらっしゃるのとは、不利益があるからということではなくて、民間企業としての自主性を尊重してほしいという、そういう認識を示されたものと理解しております。

NTT様全般についてですけれども、その自主的な対応であるとか、今回は研究開発の投資というテーマですけれども、彼らの主体性をどう考えるのか、その象徴的な規定にもなっていると思えます。そういう意味では、主体性を発揮していただくことによって、これからも引き続き、国際競争力を盛り立てていく中で中心的な存在であるということ踏まえて、今後の取組を続けていただくことを大いに期待するわけです。

先ほどからも御意見が集中しておりましたように、NTTのみに情報通信における研究開発といったものを依存するのが妥当ではないということは当然だと思っております。ただ、これまでの基礎研究の担い手であったNTTについて、どういう研究成果があったのか、それを高く評価する声もあって、私自身も高く評価しておりますし、普及責務も含めてよく果たされてきたという認識ではありますが、この規定を置いてあるものと、それからそれがなくなった状態で、何がどう変わるのかといったこと、悪化するのであれば意味がないと思っておりますし、むしろ、自発的に、主体的にこの研究開発に取り組んでいただくことが期待できるという確認ができるのであれば、それは撤廃することにしてよい意義を見いだすことができるのではないかと考えております。

その意味で、ちょうど林先生が先に発言されましたけれども、これからのNTT様における研究開発の動向については、単に見守るということでは不十分だと思っております。先ほど事務局から御説明のあった資料11-2の方、NTT自身にまず表明していただいて、それについて検証できるような体制を取るということには、非常に大きな意義があると思われまます。私からは以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。ほかにございますか。どうぞ、矢入委員、御発言ください。

○矢入専門委員 矢入です。また、言葉遊びという言葉がさっき出ていたんですけども、この今回問題になっている普及責務に関してですが、たしかNTTさんが問題にしているのは、その中で研究成果を開示するという点だと思うんですけども、その中の普及責務は撤廃とかということじゃなくて、開示責務を撤廃という認識であればすごく賛成で。ただ、でも開示ということに関して、この法律ができたときの開示と、現在の開示、いろいろグーグルさんとか、例えばOpen AIさんとかがやっていたら開示とかは、全然その当時は想定外だった開示をされていると思うんです。

例えばChat GPTがどういうふうに機械学習しているかなんてというのは、論文ですごく詳しく出ていますし、それからグーグルさんで、Bard、どういうふうに実装しているかというのも論文で全部出ていたり。あとまたそれぞれの会社が独自にカンファレンスをやって、技術をどんどん開示して、場合によっては、作ったモデルをダウンロードして、一般のユーザーが使うこともできるような開示までなさっているような、現代の最先端の学術とはいうそういう状態だと思うんです。

そういう時代において、NTTさんがおっしゃる開示責務というのは、また全然質が違ふんだというのはすごくよく分かるんですけども、ただ、その開示責務があるから推進責務という、そういう条項を全部なくすというのがどこまで広く理解してもらえるのか、支持してもらえるのかというのは気になっているところです。

私自身は、開示しなくてもいいよというのも、ある意味、現在の法律の枠組みの中でも、御自分でいろいろ判断して出せるというグレーゾーンだと思っていて、そういう意味では、本当にそこが今回、重要になっているという意義が、そんなによく実は、私は理解できていなくて、そういう意味では、もしも開示責務というところだけがすごく大事であれば、この推進責務を廃止ということではなくて、その開示責務を廃止ということで、文言を変えて報告書にも書かれた方がいいように思います。以上です。

○山内主査 ありがとうございます。普及開示の話と承りました。そのほかにありますか。

そうしますと、まず一つ今議論しているのは、これまでの意見の取りまとめというところで、12ページですか、ここについて議論しているんですけども、ここを引き合いに出して、いろいろ言葉の問題、それから考え方、意見をいただきました。ただ、今日は、メインのテーマは第一次報告書（案）の方でございまして、これを、資料を踏まえて第一次報告書をどう書くかということになるわけでございます。

（２）市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 第一次報告書（案）について

○山内主査 それで、今各委員の御意見を踏まえて、その上でこの第一次報告書（案）の内容について、もう一度議論していただいて、それでこの方向性について、我々の意見を統一していったらどうかと思っております。

それでは、資料11-3について御説明いただけますか。

○柳迫事業政策課調査官 それでは、資料11-3、通信政策特別委員会の第一次報告書（案）について御説明します。なお、資料11-4はこの報告書の概要版になっておりますので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、資料11-3のまず1ページを御覧ください。こちらは目次でございます。この目次に沿ってこれから御説明させていただきます。

2ページが、第1章「はじめに」ということで、第1節で検討の経緯をまとめてございます。今回の情報通信審議会への諮問の経緯としましては、令和2年の電気通信事業法及びNTT法の一部改正法の附則第5条で3年後見直し規定がございますので、それに基づいて情報通信審議会に諮問したものでございます。これまで委員会を10回開催しまして、9回にわたり、事業者、団体、自治体等の関係者ヒアリングを行いながら検討を重ねてきたところでございます。

3ページを御覧ください。第2節としまして、検討の方向性でございます。今回の検討につきましては、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像を整理した上で、電気通信市場の環境変化を踏まえて、その実現のために検討すべき論点を整理しまして、下に書いています3つの事項を確保することを基本としてございます。

こちらにつきましては、先ほど小森政務官の冒頭の御挨拶の中で言及があったところでございますけど、1つ目が通信政策の確保すべき事項として、4つの視点が示されて

ございます。通信サービスが「全国に届く」、「低廉で多様」なサービスが利用できる、「国際競争力」を確保する、「経済安全保障」を確保する、でございます。

2つ目がN T Tの経営面で確保すべき事項として、1つ目の通信政策として確保すべき事項に支障のない範囲内で、時代に即した自由な経営を確保し、グローバルな競争環境等において、効率的かつ機動的な対応を可能とする必要があるとございます。

3つ目が制度改正の際に確保すべき事項として、「早期」の改正と「円滑」な改正の両立を図る必要があるということと、情報通信産業の国際競争力の強化を進める上で、早期に結論が得られたものとして、速やかに実施すべき事項を提言したものでございます。今回、速やかに実施すべき事項が第3章に書いてございまして、それ以外のものにつきましては、今後更に検討を深めていくべき事項として、目次の別添のとおり、整理を行ってございます。

4ページを御覧ください。ここからが第2章「情報通信産業を取り巻く諸課題」でございます。

第1節ということで、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像について、1ポツで我が国の情報通信インフラの現状をまとめてございます。こちらにつきましては、総務省で2023年4月にデジタル田園都市国家インフラ整備計画を改定しまして、主に3つ掲げてございますけど、1つ目が光ファイバの未整備地域の解消や公設光ファイバの民設移行、2つ目がインフラシェアリングの一層の活用等による5Gや4Gの整備、3つ目が離島、海上、山間部等の効率的なカバーや、非常時のネットワークの冗長性確保に有用な非地上系ネットワーク、N T Nと呼んでいますけど、これの早期国内展開等の取組を一層推進することとしてございます。

居住世帯向け光ファイバにつきましては、2021年度末時点で世帯カバー率が99.72%、未整備世帯が残り約16万世帯でございますけど、これを2027年度末までに、世帯カバー率99.9%の目標を掲げてございます。5Gにつきましては、人口カバー率が2022年度末時点で96.6%でございまして、2030年度末には、5Gの人口カバー率を99%とすることを目標としてございます。

5ページを御覧ください。N T Nの進展につきましては、衛星コンステレーションによる通信サービスの提供が欧米企業を中心に活発化してございまして、我が国の事業者は、これらの企業と業務提携等によって国内でサービスを提供してございまして、ブロードバンドサービスのほか、携帯電話基地局のバックホールへの導入等が行われているところでございます。また、H A P Sによる通信サービスにつきましては、2025年度以降のサービス開始を目指しているという状況でございます。

次に7ページを御覧ください。2ポツの情報通信インフラの将来像でございます。情

報通信インフラにはそれぞれ特性を踏まえた役割がございまして、光ファイバにつきましては、伝送の安定性から情報通信の主たる基盤となるものでございます。5G等はこの光ファイバの基盤の上で展開が進められておりまして、NTNは、こうした地上系ネットワークの補完的な役割を果たすことが期待されてございます。こうした情報通信インフラの相互補完によりまして、陸・海・空・宇宙をシームレスにつなぎ、通信カパレリティの拡張と先進的なソリューションの実装が進むことが将来像として考えられるところでございます。

8ページを御覧ください。第2節ということで、電気通信市場の環境変化でございます。国内市場につきましては、1985年の通信自由化以降、電話・メタル回線が中心でございましたけど、IP化・ブロードバンド化やモバイル化が進展し、現在は、固定ブロードバンドやモバイルが競争の中心となっております。また、仮想化・クラウド化が急速に進展し、端末レイヤーやプラットフォームレイヤーの影響力が拡大しているところでございます。国際市場につきましては、情報通信産業の国際競争が年々熾烈化しており、国際市場における我が国企業の競争力強化に加え、経済安全保障の確保が一層重要になっているところでございます。

そうした中、10ページを御覧ください。第3節ということで、我が国の情報通信産業の国際競争力の強化についてでございます。こちらはAI・ロボット市場の拡大や、DX・GX投資の増加により、旺盛な海外需要を取り込むことが、今後の経済成長の鍵になると考えられてございます。しかしながら、我が国の情報通信産業の国際競争力につきましては、決して高いとは言えない状況でございまして、順位につきましては、10年前の20位から2023年には32位に下降しているところでございます。

このような中で、国内の通信事業者等が旺盛な海外需要を積極的に取り組むためには、国際競争力の強化が喫緊の課題でございまして、その実現を図る鍵としまして、今回イノベーションの促進というところに注目して、その源泉である積極的な研究開発とグローバルな視点を持った機動的な事業運営が鍵と考えているところでございます。

それを踏まえまして、11ページを御覧ください。研究開発につきましては、Beyond 5Gやデバイスの高度化、AI、セキュリティー等に係る先進的技術の開発を積極的に進めることが必要としてございます。また、グローバルな視点を持った機動的な事業運営にあたりましては、国際的な市場における企業間の連携を進めるために、国境を越えた人材登用を進めることが必要としてございます。

以上を踏まえまして、次の12ページの第3章で「速やかに実施すべき事項」をまとめてございます。こちらにつきましては、まず、NTTグループは、旺盛な海外需要に対応するための取組を進めているところでございまして、特に、IOWN構想による「ゲー

ムチェンジ」が実現すれば、我が国の情報通信産業全体が国際競争力を飛躍的に高める契機となることが期待されてございまして、その実現に向けた研究開発や機動的な事業運営等によるイノベーション促進を法制度面からも支援することが重要であると考えてございます。

そのために、今回、NTT法の関係規律について検討を行った結果、この第3章の第1節・第2節において研究開発に関する責務、第3節では外国人役員規制について速やかに実施すべき事項を整理してございまして、それを受けて第4節で今後、総務省において実施すべき事項を整理してございます。

具体的な中身としまして、13ページを御覧ください。第1節の研究の推進責務についてでございます。1ポツの現状と課題につきましては、NTT法は、優れた研究開発能力や技術陣を有しているNTTに対して、技術発展の牽引的役割を担わせるために、電気通信技術に関する研究の推進責務が課されているところでございます。そして、基盤的研究をNTT持株が、応用的研究をNTT東西が担っているところでございます。

この委員会でもNTTからは、自らの競争力強化のために、これからも研究開発を推進していく考えであり、法律によって義務づけられるものでないという考えが表明されたところでございます。この点について、これまでの議論でも、一部の委員からは、基礎・基盤的研究が後退しないか懸念が表明されたところでございましたので、法律上の責務を課さないこととした場合に、NTTが研究開発費を縮小させて、基礎・基盤的研究の後退につながらないか、NTTの考えを聴取した上で検討することとしたものでございます。

これに対して、3ポツの取組の方向性につきましては、15ページ以降を御覧いただければと思います。我が国の情報通信関連企業の研究開発費を比較しても、NTTの額は突出してございますので、我が国の情報通信産業の発展にNTTの基礎・基盤的研究が果たす役割は今後も重要であると記載してございます。

また、NTTが効果的に研究開発を行うことが、我が国の国際競争力の強化を図る観点からも必要なところ、事業面でのニーズを踏まえながら、NTTが自らの経営判断によって、研究テーマの取捨選択や優先順位、リソース配分、開発期間等を決定して、スピード感を持って研究開発のサイクルを回していくことが最も効果的であるという考えをまとめてございます。この点につきまして、研究の推進責務を撤廃することによって、NTTの研究開発は、NTTが自ら経営判断に基づいてその内容を定めるべきであるという点を明確化することができ、したがって、NTTが効果的に研究開発を行うことによって、国際競争力の強化を図る観点から、NTT法の研究の推進責務は撤廃することが適当であるとまとめてございます。

ただし、研究の推進責務が撤廃された後に、基礎・基盤的研究が後退しないかという懸念も示されているところでございます。NTTからは前回、新たなイノベーション等を創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えであるということと、この責務の有無にかかわらず研究開発を継続的に推進していく考えが表明されたところでもございますので、総務省において、NTTの基礎・基盤的研究の取組状況について、継続的に注視していくことが適当であるということでございます。なお、「注視」というところは、先ほど林先生からの御意見があったところでございます。

大谷先生からも言及がありましたように、国際戦略である情報通信技術の基礎・基盤的研究の重要性を踏まえ、NTTだけでなく産学官全体で促進していくことが必要でございます。関口先生からも言及のありました、国立研究開発法人であるNICTの強化に加え、情報通信分野における事業者、研究機関等に対する必要な委託研究等の予算支援の強化や、研究開発投資の促進等について検討する必要があるとまとめてございます。

17ページを御覧ください。第2節、研究成果の普及責務についてでございます。1ポツの現状と課題につきましては、NTT法は、電電公社から技術力を引き継いだNTTがその研究成果を独占することは適当でないこと、当時の固定電話のNTT仕様の特注設備などについて公正な情報開示が必要であるということから、広く我が国の電気通信の向上発展に資するため、NTTに研究成果の普及責務が課されているところでございます。

先ほど資料11-2でも御紹介したとおり、再編の基本方針を踏まえて、NTTの方で実施計画を策定したところでございます。これにより、現在、原則開示の運用が行われているところでございます。

これに対して、NTTは、経済安全保障上の課題と国際競争力強化に向けた課題、具体的には、国際共同研究でのパートナーとの連携に向けた課題があるため、研究成果の普及責務については見直しが必要との意見を示したところでございます。

これに対する取組の方向性が19ページの3ポツのところでもまとめてございます。研究成果の普及責務の原則開示につきましては、国際競争力強化の観点から、国際共同研究に支障を生じさせるなどのNTTからの主張があり、これに加えて経済安全保障の観点から、技術流出を招くなどの課題もあると考えを示しています。NTT持株の研究成果の公開件数は、2000年時点と比較して、3分の1以下に減少してございます。これは、ネットワーク機器が電話時代のようにNTT仕様の特注設備ではなくて、グローバルベンダーの汎用品が主流を占めていることなど、市中技術を元にした製品も多く用いられていること、また、競争の主戦場がネットワークから上位レイヤーに移行していること

もでございます。これらを踏まえますと、NTTによる研究成果の独占が、直ちに国内市場における公正競争上重大な弊害を生じさせる可能性が低下しているということもございまして、研究成果の普及責務について原則開示とする運用は、先ほどの資料11-2で紹介させていただいたとおり、考え方の見直しを先ほど報告させていただいたところでございます。

それに加えて、研究成果を効果的に普及するためには、研究成果の普及責務に基づき国が一定の方法を定めるよりも、国際競争力の強化や経済安全保障等に留意した上でNTTが自らの経営判断に基づいて定めた方法により行う方が柔軟性が高いこと、研究成果の普及責務は、NTTによる運用次第では萎縮効果を生じさせる懸念も示されたところでございますので、研究成果の普及責務の規定を撤廃することとしても支障がないと考えられるとしております。したがって、NTT法の研究成果の普及責務は撤廃することが適当であるとまとめてございます。

21ページを御覧ください。第3節が外国人役員規制についてでございます。1ポツの現状と課題につきましては、NTT法は、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割に鑑みまして、外国からの影響力に対する経営の自主性を確保するため、外国人役員規制が設けられておりました、日本国籍を有しない人はNTT持株とNTT東西の取締役または監査役になることができません。情報通信分野の国際競争が激しくなる中、外国人役員規制によって、今後の国際展開を進めていく上で支障になり得ることが課題として挙げられます。

こちらにつきまして、22ページの3ポツの取組の方向性で考え方を整理してございます。グローバルかつ多様な観点での経営を可能とし、国際展開の更なる強化や、一定割合までであれば取締役会の議論を活性化させ、会社経営の安定化につながることで、また、他の特殊会社で外国人役員規制が一切認められていないのは、NTT持株とNTT東西のみであるということなどを踏まえますと、NTT法の外国人役員規制は緩和することが適当であるとしてございます。緩和の基準につきましては、航空法など他法の規律を参考に、「代表者でないこと」と「役員の3分の1未満」に緩和することが適当と考えられるとしてございます。

23ページを御覧ください。ここからが第4節で、今後総務省において実施すべき事項でございます。1ポツが法制化等に向けた具体的作業の実施ということで、総務省においては、早期に結論が得られた事項について、必要な制度整備を速やかに行うことが適当であるとし、なお書きとして、その他早急に見直すべき事項があれば、必要な措置を速やかに講じることが適当であるとしてございます。早期に結論が得られた事項としては、①が研究の推進責務及び研究成果の普及責務の見直し、②が外国人役員規制の見直

してございます。

2 ポツが今後の検討に当たって留意すべき事項でございまして、こちらにつきましては、まずは時代に即した必要な規律の在り方を先行して検討を進め、その上で必要な規律を適切かつ確実に担保するための法形式について検討を行うことが求められるとしてございます。

24ページは別添でございまして、今後更に検討を深めていくべき事項でございます。こちらは速やかに実施すべき事項以外の論点について、第1章第2節で整理した検討の基本的方向性に基づきまして、引き続き関係者の意見を幅広く聴きながら議論を深めることとして、詳細は25ページ以降でございます。

事務局からの第一次報告書（案）についての説明は以上でございまして、よろしくお願ひします。

○山内主査 ありがとうございます。それで11-1に基づいて今まとめていただいた案が出来上がっているわけでありまして。先ほどの問題も含めてまた議論しますが、とりあえずは全体について何か御意見があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでございましょう。よろしいですか。

ということですと、先ほどの問題をまた考えたいと思っておりますけど、皆さんに御意見をいただきましたけども、まず追加的に何か御発言はございますか。どうぞ。

○岡田委員 推進の責務について、今いろいろ議論が行われているところだと思うんですけども、研究開発の適正な水準をどういう基準で判断するのでしょうか。これを過剰であるとか過小であるとかをどのような観点で判断できるのかというそもそも論を提起したいんです。そもそも研究開発投資を行うインセンティブがどのように決まってくるかといえば、それは投資収益率が問題になってくるわけで、投資家の期待に応えるようにリターンが得られるかどうか非常に重要なポイントになってくると思います。そういう意味では、その観点から見て過小か過大かを判断すべきであるんだろうというのがまず1点です。

それからもう一つ、研究開発には、普及の責務とも関連しますが、スピルオーバー効果、社会的なリターンは民間部門が独占できるリターンよりも大きいという性質もあります。ですので、一般論として言えば、民間部門による研究開発水準は、社会的に見ると過小になりがちであるという問題がある。ですので、いかにして研究開発インセンティブを大きくしていくべきかということが政策的な観点として非常に重要だと思います。

そういう点に鑑みて、研究開発の資本コストは、リスクが大きいわけですから、非常に大きくなりがちですので、研究開発にリスクマネーが潤沢に流れていく仕組みはどうあるべきかというところがまず根本的に検討すべきフレームというか、問題だと思いま

す。

普及責務等の期待にN T Tがもし答えていないとするならば、研究開発を推進していないじゃないかということであれば、その点については、研究開発のお金を提供している投資家の側からまず厳しいチェックが入るといった性質のものだと思います。ですので、どのようなフレームで研究開発競争が行われ、どのような形で資金供給が行われているのかという大きな全体のピクチャーの中で、研究開発が適正な水準にあるのかないのかを判断しなければいけないのではないかと思います。

推進の責務を課すことで、何がどう状況が変わるのかというところに疑問なしとしない。むしろN T Tがもっと競争圧力にさらされていけば、当然研究開発しなければ生き残っていけないというプレッシャーがかかっていくわけですから、そのための資金調達をもっとしなければいけないし、そのためのリターンを高めていかなければいけないという圧力がかかると思います。これが研究開発を推進するインセンティブになっていくと思います。

そのような全体の大きなピクチャー、この業界全体という観点から、この推進責務の在り方、必要性を判断すべきじゃないかと思います。私からは以上です。

○山内主査 ありがとうございます。今、林委員の手が挙がってますけれども、先ほど大橋委員も手を挙げられたように思いますけど、とりあえず林委員、どうぞ御発言ください。

○林専門委員 ありがとうございます。恐れ入ります。3点ございます。

1点目は見直しについて、早期に結論が得られた事項、おおむね意見が一致した事項については、それが親亀部分の責務規定であろうとなかろうと、たとえ子亀部分の担保措置に係る部分であっても、迅速に法改正の俎上に載せていく。迅速に俎上に載せていくべきところは載せていくべきではないかと思いますので、この事務局案の22ページから23ページでしたか、これについては賛成です。その意味からすると、例えば外国人役員規制についても、迅速に緩和改正の俎上に載せていくべきだということについても賛成です。

それから、23ページの「なお書き」の部分で、「その他早急に見直すべき事項があれば必要な措置を速やかに講じることが適当である」という記載がございますけれども、これは見直しがほかにも対応可能なものがあれば、総務省において迅速に対応していただきたいと思っております、スピード重視でやっていただきたいというのが1点目です。

その観点から申しますと、例えばN T Tの商号の変更について、これは資料11-1の3ページのその他の規律の在り方のところで、前回会合の確か関口委員だったと思います

けれども、その御発言でも何らかの手当てを考えてもよいんじゃないかという御発言があったところですが、これについても可能であれば総務省において、迅速に、自由化に向けて何らかの法的な手当を検討し、速やかに法改正に着手していただきたいというのが2点目でございます。

それから3点目は、この第一次報告書（案）でも16ページ、「総務省において、NTTの基礎・基盤的研究の取組状況について、継続的に注視していく」とされていまして、ここで資料11-1と同じ「注視」という文言が出てきて、その文言に私は反対ですが、その点はさて置いて、このような継続的な注視あるいは検証の結果、すぐには研究成果の出にくい基礎研究・基盤研究への投資が縮小したり、あるいは基盤研究そのものが後退しかねないような懸念が仮にあったような場合には、今回のNTT法の推進の責務の廃止に代わる何らかの代替となる担保措置、これは先ほど藤井委員もおっしゃっていたと思うのですが、何らかの担保措置が必要ではないでしょうか。そういった懸念は杞憂でしょうか。

例えば放送法の66条では、総務大臣がNHKに対して、必要がある場合には研究を命じる規定がございます。このことは2002年の当時の総務省の電気通信審議会答申の脚注70でも明示的に引用されていますし、2002年の総務省答申は、そもそも普及推進責務を撤廃しても、我が国全体の研究開発能力の確保に大きな支障が生じないようにするための具体的な方策の一つとして、将来の電気通信技術の発展に必要な場合には、国が特定の重要事項に関する研究開発をNTT持株に委託して、その成果を国民全体で共有できるような仕組みを併せて検討することが必要であると言っています。要するに2002年の答申はまだオーバーライドされていないと思いますので、要するにこの2002年の答申というのも、廃止に伴う担保措置の新設をうたっています。私は、制度の廃止と新設は一体的にとかねてより申し上げているところがございますけれども、ここでもこのことを強調しておきたいと思っております。以上です。

○山内主査 ありがとうございます。大橋先生、御発言御希望でしょうか。

○大橋委員 よろしいですか。

○山内主査 どうぞ御発言ください。

○大橋委員 ありがとうございます。これまでの議論で、我が国の通信技術に対する国際競争力の底上げの意味でも、NTTの基礎研究をさらに充実させることを通じて、自らの技術の国際化なり標準化を先頭に立って進めていただくということでのNTTの今後のイノベーションの取組に対して大きな期待が寄せられているということだと思っています。

この期待に応えるために、研究の推進責務なり、あるいは普及責務について撤廃する

ということの中で、経営の中で効果的、効率的な研究開発を進めていただく。それを踏まえてNTTに、国際的にさらなる飛躍をしてもらうということをヒアリングで議論させていただいて、そこでも経営陣から、まさにポジティブなプライをいただいたということで、ここについてしっかりNTTに取り組んでいただくということが今回の趣旨なのかと思っています。

同様なことは多分、外国人の規制の緩和にも言えることだと思っていまして、企業経営を短期的な利益追求に流れることなく、自らの基礎・基盤的研究をさらに推進する。そうした中で海外事業もさらなる展開をしていただくと。そういうことをするための外国人規制の緩和であるということかと思っていますので、この2つはある意味、委員会の委員にもしっかり受けていただいて進めていただくということだと思っています。

2点目は全体に関わることでですけど、今後の検討に当たっての留意点をいただいでいて、将来の技術動向に対して柔軟に対応できる形での、時代に応じた規律の在り方を検討しつつ法体系を検討するという段取りは、私は適切だと思っています。論点整理でもいただいているのですが、論点が相当多岐にわたっている一方で、一見異なるように見える論点も、深いところで関係しているということもありますので、今後、論点を議論する際には、広範的な視座を忘れずに、我が国にふさわしい電気通信の在り方という大きな理念をしっかり踏まえた上で、整合的な議論の運びをしていただきたいというふうに思っているということです。ありがとうございます。

○山内主査 どうもありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。手短にお願いできますか。

○関口専門委員 このテーマを離れて、今後更に検討を深めていくべき事項には入るんですけども、論点14のところ、各種認可事項についての見直し検討をぜひしたいと思っています。ここはまだ論点としてあまり議論が進んでいないんですが、大臣認可の中に、株主総会の普通決議で済むものですか、取締役会決議で済むものが混在しているので、ここは見直しをいただきたいと。具体的にはウとそれからカ、71ページのところですが、剰余金処分と、それから新株募集について、ここは外してもいいのではないかと思うので、年明け早々にも議論を進めていただきたいと思います。以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。ほかによろしいですかね。ありがとうございます。先ほど御提起された問題について、それから、今そのほかにもコメントいただきましたので、私からまとめ方について申し上げたいと思います。

まず、23ページが代表的ですけれども、ここでこれから法制化の具体的な作業の中で、研究の推進責務及び研究成果の普及責務となっております。私の認識では、これ自体を変更するというので皆さんおっしゃった方はいらっしやらなかったと思っております。

その意味では、こういう形でまとめさせていただきますが、何人かの御意見がございましたように、基礎的研究責務については特に非常に重要なことであるので、その検証というか、注視というか、そういう形のものを具体的にもうちょっとここに書き込むような形で直させていただくと。具体的に法制化するときには、またそれは事務局の技術的なこともあるので、そうしますが、今日の第一次報告書（案）では、このところについて少し変更させていただくということだと思います。

それから、名称の問題もございましたので、これは関口委員、それから今、林委員がございましたので、これについても入れさせていただくということです。それ以外のところでは、まさに大きく変更するところはないのではないかと考えておりますが、いずれにしても、私の方に、大変申し訳ないんですけども、一任していただいて、そしてこの修正についてお任せいただければと思いますけど、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○山内主査　ありがとうございます。それでは私の方で修正させていただいて、その内容につきましては、皆様に報告するようなことでお願いしたいと思います。

それでは、そのように事を運ばさせていただきますが、参考資料の論点整理について、今日も御議論ありましたので、今後更に検討を深めていくべき論点は整理しているということにしたいと思います。それから、この論点整理については、提案募集という形で、これから公に皆さんの御意見を伺うことにしたいと思います。これが1点です。

それからもう一つですけれども、この議論を深めるために、ワーキンググループ的なものをつくって、そこでさらに議論を深めるということにしたいと思いますが、これの詳細は、委員の皆さんに御相談させていただきながら事務局と決めていくことにしたいと思いますが、大きな方向性はこういうことでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○山内主査　ありがとうございました。

（3）その他

○山内主査　それでは、そのようにまとめりましたので、今日の会合は、基本的には以上でございます。それではこれからプレスの方に御入室いただきますか。お願いいたします。

（プレス入室）

○山内主査　それでは、準備がよろしければ、最後に松本大臣から御挨拶をいただきました

いと思います。大臣、どうぞよろしく願いいたします。

○松本総務大臣　改めて総務大臣を拝命いたしました松本剛明でございます。一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

主査をお務めいただいております山内先生をはじめ委員の皆様方、本当にお忙しい中、御参加をいただきまして誠にありがとうございます。

今ほど、第一次報告書のお取りまとめをいただいたというところに私も立ち会わせていただきました。改めまして、重ねて委員の先生方には、9月の検討開始から本日まで、精力的に御議論をいただきまいましたことを心から感謝申し上げたいと思います。

かねてより情報通信、電気通信を取り巻く環境は、技術の進展もあって非常に速いスピードで変化をしてきている中で、NTT法をはじめとする通信政策の在り方につきましては、必要な改革はスピード感を持って取り組む必要がある、できれば時代を先取りするぐらいのレベルが必要ではないかと、私も一議員として申し上げてきたところでございまして、こういった改革を進めるに当たっては、ユニバーサルサービスや公正競争の確保といった国内における視点、そして国際競争力の強化、経済安全保障の確保といった国際的な視点、この委員会での御議論でもこのような御指摘があったかと記憶しておりますが、こういった様々な視点も踏まえながら、これまで御議論を積み重ねていただき、速やかに実施すべき事項についてお取りまとめいただき、また、今後更に検討を深めていくべき事項ということで、論点についても詳しく御議論を重ねていただいたのではないかと思います、大変ありがたく感謝をいたしております。

今回、特に急速に変化するグローバルな競争環境において、我が国の情報通信産業が成長を続けて、国際競争力を強化するために必要な取組として、研究開発などについて言及をいただきました。大変重要なポイントについて御提言をいただいたと考えております。

なお、この第一次報告書の中にも、NTTと国立研究開発機構（NICT）が相互に補完し、競争し、切磋琢磨し、と書いてありますが、総務省としては、NICTにおいて、NTTにとどまらず、情報通信に関わる関係の皆様、事業者様とともに機器開発などにおいても広く共同で研究をするなど御支援を申し上げてきておりまして、情報通信全般の研究開発を総務省としてもしっかりと支援をしたいと考えている点は付言して御報告を申し上げたいと思います。

その上で、報告書の中で速やかに実施すべき事項としてお取りまとめをいただいておりますが、本日の御議論でも、早急に着手できるものが他にもあれば柔軟に検討すべきということで、先ほども何点か御指摘があつて、御意見があつたのではないかと受け取らせていただきました。そのような先生方の御議論、また、これからの議論などもしっ

かりお声を承りながら、総務省においては今後、情報通信審議会から答申が得られましたら、制度整備に向けて必要な取組を迅速に行いたいと考えているところでございます。

改めまして、重ねて主査の山内先生、委員の皆様方に、そしてヒアリングに御対応くださった方々、関係の皆様にご礼を申し上げます。今後のさらなる検討におきましても、委員の先生方から幅広い観点で、忌憚のない御意見を賜りますようお願いをいたしまして、御挨拶にいたしたいと存じます。ありがとうございました。

○山内主査　総務大臣、どうもありがとうございました。

閉　　会

○山内主査　それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第11回の会議を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。